



▲病気がどのようにして発生するのか、対策方法を含めた保健指導を村々を巡回しながら現地スタッフと共に行いました。

また、やる気のなかった保健・医療スタッフの中にも、積極的に活動する人がみられるようになりました。そういった意味で、2年間の活動が少しでも役にたったのではないかと思います。

しかし、何よりも、私自身が多くのことを学ばせていただきました。電気や水道のない中での生活の知恵・工夫はもちろんのこと、自然の恵みと脅威、人と人との絆や命の尊さ。

そして、「生きる」とはどのような状態であっても、自分を最大限に活かし、生き抜くこと。幸せとはどのような環境であっても、幸せを感じる心を持っていること。」だと気付かせていただきました。

人は何かを失った時にその尊さを実感しますが、普段から気付くべきです。自分ひとりの力ではなく、多くの恵みを受けているからこそ生きていけます。皆さんにも、生きたくても生きられない人々が大量にいることを忘れないで、一度きりの人生を大切に、そして同様に周囲の命も大切にしていきたいと思っています。

また、一見無関係に思えるかもしれませんが、先進国が被っている恩恵の裏で起きた結果なのです。そのことに気付いて、共に日々の生活を見直していきます。

小さな力がいつしか大きな力となり、真の世界平和が実現することを願っています。

「青年海外協力隊員レポート」
は今回はこれで最終回となります。
お忙しい中、ご執筆いただき、池永さん、酒井さんありがとうございました。紙面ではありませんが、お礼申し上げます。
今後とも活躍くださいますようお願い申し上げます。

12月4～10日 第57回人権週間

平成17年度
啓発活動重点目標

育てよう一人一人の人権意識

～思いやりの心・かけがえのない命を大切に～

人権週間は、国民一人ひとりが「人権」というものを再認識するとともに、自己の行為によって他人の人権を侵していないか反省する週間でもあります。

私たちが豊かな日常生活を営むためには、お互いの立場を尊重し、自己の権利ばかりを主張することのないよう心がけなければなりません。

法務省及び全国人権擁護委員連合会では、本年も12月4日(日)から10日(土)の1週間を人権週間として、「育てよう 一人一人の人権意識 一思いやりの心・かけがえのない命を大切に」のほか、下記の事項を強調事項として各種の行事を実施します。

- 女性の地位を高めよう
- 子どもの人権を守ろう
- 高齢者を大切にすることを育てよう
- 障害のある人の完全参加と平等を実現しよう
- 部落差別をなくそう
- アイヌの人々に対する理解を深めよう
- 外国人の人権を尊重しよう
- HIV感染者やハンセン病患者などに対する偏見をなくそう
- 刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう
- 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- インターネットを悪用した人権侵害は止めよう
- 性的指向を理由とする差別をなくそう
- ホームレスに対する偏見をなくそう
- 性同一性障害を理由とする差別をなくそう

なお、人権問題でお困りの方は、お近くの人権擁護委員か法務局へご相談ください。

相談は無料で秘密は固く守られます。

松山地方法務局 ☎932-0888(代)

人権擁護委員 水口 憲三(出 作) ☎984-2692

住田フミノ(南黒田) ☎984-3578

高石 勤(神 崎) ☎984-5992

吉村 光世(上高柳) ☎984-4200